

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた業務の変更について

令和 2 年 5 月 27 日 一部変更

岐阜県食品科学研究所では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和 2 年 5 月 27 日（水）から当面の間、以下のとおり一部業務における受付・対応方法を変更させていただきます。利用者の皆様にはご不便・ご迷惑をおかけして申し訳ございませんが、外出自粛を徹底し、新型コロナウイルス感染拡大を防止するための取り組みに何卒ご理解・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。なお、詳細については個別にお問い合わせください。また、対応方針を今後変更する場合には、ホームページ等でお知らせいたします。

○依頼試験

- ・原則、県外事業者（特定警戒都道府県*の事業者）の利用を休止させていただきます。
- ・感染リスクが高まる3条件（密閉空間・密集場所・密接場面）が揃う場を回避するため、職員との面談や立ち合いを伴う利用はお断りする場合があります。

○開放機器

- ・原則、県外事業者（特定警戒都道府県*の事業者）の利用を休止させていただきます。
- ・感染リスクが高まる3条件（密閉空間・密集場所・密接場面）が揃う場を回避するため、職員の立ち合いや機器説明を伴う利用はお断りする場合があります。

○技術相談

- ・原則、電話・メール等による対応とさせていただきます。

【来所いただくにあたっての注意事項】

岐阜県食品科学研究所にご来所の方におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下についてご協力をお願いします。

- ・風邪のような症状のある方は、来所をお控えください。
- ・手洗い・アルコール液消毒の励行をお願いします。
- ・マスクの着用など「咳エチケット」にご配慮ください。

* 特定警戒都道府県とは、令和 2 年 5 月 14 日現在で緊急事態措置を実施すべき地域とされた 8 都道府県。